

尚絅大学生活科学部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、尚絅大学学則（以下「学則」という。）第12条第6項の規定に基づき、生活科学部（以下「本学部」という。）学生の履修に関し、必要な事項を定める。

(適用)

第2条 卒業資格を得るためにには、学則第28条によるもののほか、本規程によらなければならない。

(授業科目)

第3条 授業科目は、学則第12条第2項別表第3及び別表第4のとおりとする。

- 2 授業科目は、教授会の議を経て変更することがある。
- 3 授業科目の履修方法は、別に定める。

(卒業資格)

第4条 卒業資格取得に要する最低修得単位数は、次の表のとおりとする。

区分	必修科目(94単位)	選択必修科目(30単位)※	合計
教養教育科目	13	11(選択必修2単位以上)	
専門教育科目	専門基礎分野	40	2(選択必修2単位)
	専門分野	41	
			17 124

注) 教養教育科目は、必修科目及び選択必修科目(2単位)を含めて24単位以上修得。

専門教育科目は、専門基礎分野から42単位以上、専門分野から41単位以上修得。

※ 選択科目は30単位以上修得することとし、教養教育科目から11単位(選択必修科目2単位以上)、専門教育科目の選択必修科目2単位以上修得することを条件とする。

- 2 4年の在学期間を終えても卒業資格が得られない者は、前項単位数の修得までは在学生として取り扱われる。

(履修科目の登録の上限)

第4条の2 各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、49単位とする。ただし、3年次編入学生の履修登録及び生活科学部教職課程に関する規程に定める授業科目を除く。

- 2 学生が別に定める基準により、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められるときは、教授会の議を経て、前項に定める単位数の上限を超えて履修科目を登録することができる。

(免許及び資格取得)

第5条 法令で定める所要の単位を修得し、前条第1項の卒業資格を取得した者は、次の免許及び資格を得るものとする。

栄養士の免許

管理栄養士の国家試験受験資格

食品衛生監視員の任用資格

食品衛生管理者の任用資格

フードサイエンティスト資格

2 前項の所要の単位の履修方法は、別表のとおりとする。

第5条の2 教育職員免許状（栄養教諭一種免許状）を取得するための授業科目の履修方法について別に定める。

（履修年次）

第6条 授業科目は、原則として配当年次の順に従って履修しなければならない。

（標準単位数）

第7条 学生の履修状況の目安として標準単位数を定める。標準単位数とは、卒業必要単位数から修業年限を除し、申請者の在学年数を乗ずるものとする。

（進級要件）

第7条の2 学生は、次の各号のいずれかに該当しない場合は、進級することができない。

(1) 在籍する学年において、教養教育科目及び専門教育科目を合わせ、30単位以上修得すること。

(2) 2年次から3年次へ進級する場合にあっては、2年次までに開講される専門教育科目中、講義（必修科目）を13科目26単位以上、実験・実習を11科目11単位以上修得すること。

2 前項の進級要件に達しない者に対しても、教授会の議を経て進級を認めことがある。

（成績評価等の確認）

第7条の3 学年毎に成績が確定後、教授会において学生の成績評価等の確認を行い、必要に応じて学生の指導を行う。

（卒業研究論文）

第8条 卒業研究論文は、あらかじめ届け出た題目について作成し、卒業年次の後期に提出しなければならない。提出期間は、別にこれを定める。

（講義）

第9条 講義は、次の3種類とする。

(1) 通常講義

(2) 集中講義

(3) 臨時講義

（クラス編成及びクラス別履修）

第10条 授業科目は、原則として自己の所属するクラスで履修しなければならない。

（他年次の履修）

第11条 他年次の授業科目の履修を希望する者は、その担当教員の許可を得なければならない。

（履修科目の登録）

第12条 授業科目を履修するには、所定の期間中に所定の手続により、履修の登録をしなければならない。

2 正当な理由がなくて所定の期間中に履修の登録をしない者は、履修することができない。

又、履修の登録をしていない授業科目は、履修することができない。

(履修科目の変更、追加及び辞退)

第13条 履修の登録をした授業科目については、原則として変更、追加及び辞退をすることはできない。

(除籍者の単位の取扱い)

第14条 授業料等の未納により除籍された者については、当該未納に係る学期の履修科目の単位は、認めないものとする。

(所管)

第15条 この規程に関わる事務の所管は、九品寺キャンパス事務部教務課とする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学部長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第4条の2及び第7条の規定は平成23年度入学生から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第4条第1項及び別表の規定は平成24年度入学生から適用し、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第4条の2の規定は、平成28年度入学生から適用し、平成27年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年6月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。